

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務 公募型プロポーザル業務仕様書

1. 業務名

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務

2. 業務目的

市民の「健康寿命の延伸」を実現するためには、生活習慣病等の予防のための施策を重点的に推進していく必要がある。併せて、健康無関心層を広く取り込みながら、個人の健康づくりに向けた行動変容を効果的に促していくことが重要である。

これらのことを踏まえて、本業務では、「身体活動・運動」や「健（検）診」、「食」など、個人の健康づくり活動に対してインセンティブを付与することで個人の取り組みを喚起し、より多くの市民の健康保持・増進、ひいては医療費適正化に繋げていくことを目的とするもの。

なお、具体的には以下にあげる項目の達成に寄与することを目指していく。

- ・特定健康診査・がん検診受診率及び特定保健指導実施率の向上
- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少
- ・市国民健康保険における医療費の削減
- ・運動実施率の向上

3. 業務期間

契約締結日から2020年3月31日まで

4. 事業の概要

(1) 概要

参加者の日々の健康づくりに向けた取り組みに対してポイントを付与し、獲得したポイントに応じて特典を進呈する。

(2) 実施スケジュール

6月～7月 準備期間

8月～9月 広報・参加者募集

※目標参加人数に達しない場合は、追加の募集を行う予定。

10月～3月 事業開始・事業報告

(3) 目標参加人数

1,000人

(4) 参加対象者

40歳以上の久留米市国民健康保険被保険者

(5) ポイント付与対象メニュー

以下のメニューを基本としてポイントを付与する。なお、このほかにも本業務の目的達成に効果的と思われるメニューがあれば提案可能とする。

①ウォーキング（歩数）

- ・日々の歩数に応じてポイントを付与。
- ・歩数の計測は、スマートフォン等に対応したアプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）を参加者に無償提供することにより行うものとする。なお、アプリはiosまたはAndroidOSに対応していること。

②各種健（検）診の受診

- ・市が実施する特定健康診査やがん検診等の各種健（検）診の受診に対してポイントを付与する。

③特定保健指導の利用

- ・市が実施する特定保健指導の利用に対してポイントを付与する。

④健康事業への参加

- ・市が指定する各種健康事業への参加に対してポイントを付与する。

⑤健康のための生活習慣

- ・食事や運動などの日々の取り組みに対してポイントを付与する。
- ・ポイントの付与は、参加者の申告（記録）に応じて行うものとする。

[留意事項]

◇①・⑤は、受託者において実績を把握し、ポイント換算。

◇②・③・④は、市において実績を把握し、受託者に情報を提供することによりポイント換算。

◇各メニューのポイント配分は、受託者が提案し、市と協議のうえ決定するものとする。

5. ポイントの交換（特典の進呈）

以下の内容により、参加者に対して特典を進呈する。なお、これに限らず、より効果的と思われる手法があれば提案可能とする。

(1) 特典の内容

- ・参加者が獲得したポイントに応じて、特典を提供すること。
- ・特典の内容は、基本的に健康に関連する景品とするが、参加者の意欲を高めるような特典も可能とする。

（例）マッサージ器、シューズ、血圧計、スポーツジム・温泉利用券、商品券など

- ・獲得ポイントごとの特典を複数準備するなど、特典の進呈にあたっては、参加者の選択肢が広がるよう工夫を凝らすこと。

(2) 特典の交換時期・回数

- ・特典の交換時期は、2020年2月1日から3月31日までとする。
- ・特典の交換回数は1回とする。

[留意事項]

◇特典交換後の残数ポイントは、次年度に繰り越さず、単年度精算とする。

6. 委託内容

受託者は、以下にあげる業務を実施するものとする。

(1) 実施計画等の作成

本業務の目的を理解したうえで、明確なコンセプトを提示すること。併せて、その目的達成のための具体的な実施計画を提出すること。

(2) 広報の実施

本業務のチラシやパンフレット等を作成のうえ、目標参加人数達成のための広報を実施すること。

(3) 専用サイトの設置・運用

本業務の専用のサイトを設置・運用すること。また、同サイトには以下の機能を盛り込み、それに付随する業務を実施すること。

- ・参加者の登録（申込受付）
 - ※登録の際に、参加者の個人情報の取り扱い等に関する同意を得ること。
- ・参加者の歩数及び取組結果の見える化を図るツール
- ・参加者のポイントの管理及び見える化を図るツール
- ・参加者の意欲を喚起するための機能（ポイントや歩数のランキング付け等）
- ・獲得ポイントに応じた特典の閲覧
- ・市事業のお知らせメッセージの発信
- ・その他、本業務の実施に必要な機能

(4) 問い合わせ対応

本業務に関する市民及び参加者からの問い合わせ（電話、メール等）に対応すること。また、対応マニュアルを作成し、市に提出すること。

(5) 特典の調達及び参加者への進呈

特典の調達及び参加者への進呈については、受託者において対応すること。また、郵送料等を含む全ての費用は受託者の負担とする。

(6) アンケート調査の実施

本業務の効果を検証するため、アンケート調査を行うこと。アンケートの内容や実施手法（郵送、通信機器の活用等）、実施時期等については、受託者が提案し、市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 効果検証

毎月初めに、前月の実績を電子データ（エクセルまたはワード）により報告すること。また、事業終了後に、事業実績やアンケート結果を分析したうえで効果の検証を行い、その結果を市に報告すること。

(8) その他

このほか、本業務を効率・効果的に実施するうえで、必要と思われる業務があれば提案可能とする。（例）メール配信の実施など

7. 機器の調達

(1) アプリ

- ・歩数計測が可能なアプリ（ios 及び AndroidOS 対応とし、参加者に無償提供）を準備すること。
- ・アプリでは、歩数に応じたランキングや消費カロリーの表示など、参加者の意欲を喚起するような工夫を凝らすこと。
- ・専用サイトへのリンクなど、参加者が利用しやすい仕組みとすること。

(2) 専用サイト

- ・本業務の実施に必要な専用サイトを準備すること。
- ※同サイトに必要な機能は、6.（3）を参照。

8. 会議の開催

契約締結後においては、仕様内容、作業スケジュール等の確認・協議のための会議を随時開催する。なお、受託者は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、市に提出すること。

9. 業務報告書

(1) 内容

本業務に関する実績や検証結果、効果等を記載した報告書を作成すること。

(2) 提出部数・方法

報告書は紙媒体により10部提出すること。併せて、電子データも提出すること。

10. その他

- ・受託者は、久留米市個人情報保護条例及びその他の個人情報保護に関する規程を遵守しなければならない。
- ・業務全般に関して、本仕様書に記載のない事項については、市と協議のうえ、決定するものとする。